

(第一類 第四号)

第一回國會 司法委員會 議錄第六十七号

(八四四)

昭和二十二年十二月二日(火曜日)

午後四時三十七分開議

出席委員

委員長 松永 義雄君

理事 石川金次郎君 黒田治 良作君

池谷 信一君 榊原 千代君

中村 俊夫君 中村 又一君

八並 達雄君 山下 春江君

岡井藤志郎君 花村 四郎君

明禮輝三郎君 大島 多藏君

出席國務大臣

司法大臣 鈴木 義男君

出席政府委員

司法次官 佐藤 藤佐君

司法事務官 奥野 健一君

司法事務官 岡咲 恕一君

委員外の出席者

専門調査員 村 敏三君

本日の會議に付した事件

國の利害に關係のある訴訟について
の最高法務總裁の權限等に関する法
律案(内閣提出)(第一一五號)

副檢察事の任命資格の特例に関する法
律案(内閣提出)(第二一四號)

○松永委員長 會議を開きます。

副檢察事の任命資格の特例に関する法
律案について審査を進めます。

○鐵治委員 昨日次官との間に質問を
しまして、政府の御趣旨はよくわかっ
たのであります。そこで最も考へ
べきことは、判檢察事が少くなつたの
で、その補充をしなければならぬとい
うことは、よくわかりますが、補充
をするために、特別の手段として、

第一類第四号 司法委員會會議錄

こういう特例を設けられるということ
は、よく／＼のことではなかつたら、考
へべきことではないと存するのでありま
す。そこで根本は、何ゆゑに判檢察が
少くなるのか、この點から考へて
もらふねと、できものができるとき
に「できたから官費をはらなければ
ならぬ」ということはよくわかります
が、その根本において、どうしてこ
うできるものができるかといふことか
ら考へていただくことが、根本だと思
われるのであります。辯護士會の事情
を見ますと、東京における三辯護士
會で、殊に第二辯護士會のごときは、
昨年からの一年の間に、ほとんど倍にな
つてゐる。數百人の人が辯護士になつ
てゐる。これは辯護士になればいいと
思つておやりになるのかもしれない
が、われ／＼から考へてみますと、そ
う辯護士がたゞさんになるということ
は、將來に對して非常に憂慮すべきも
のではないかと考へられるのでありま
す。まず私は本法を出される前に、そ
れらの點についてお考へを願ひいたかつ
たと思ひますが、司法大臣はお考へに
なつたか、そうしてこれを防ぐについ
ては、どうお考へになつてゐるかを承
りたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 その點は十分考へた
のであります。しかし辯護士という仕
事は、これは典型的な自由職業であり
ますから、来る者は拒まず、去る者は
追はずという形になることはやむを得
ない。ただ収入の點において、あまり
に在朝の法曹と差があり過ぎるといふ
ことが、わが國においては一つの問題
であると思つておりました。その點
については、適當に考へなければなら
ない。實はこういう立案のときに、關
係方面ともいろいろ話し合ひまして、ア
メリカにおける實情等も調査したた
のであります。あちらでは、非常に辯
護士が多くて、氾濫してゐる形で、辯
護士というものは収入が少い。大學を
出て辯護士になつて十年くらい経つて
も、三千五百ドルくらいしか年収がな
い。ところが檢察事になれば一萬ドル、
判事になれば二萬五千ドルといふよう
な収入があるので、争つて檢察事とな
り判事とならんことを希望する。そこ
であちらでは選舉でやるのが多く、大い
に選舉に名乗り出て、何とか檢察事にな
りたい、判事になりたいといふ空氣だ
そうでありまして、それでこそ初めて
よく判檢察事を得られると思ひます。わ
が國においても、ぜひ／＼／＼はそれ
に似た状態になりたいたいと思ひますが、
わが國はまるで逆でありまして、判檢
事をやめて辯護士になるという形をと
つておられます。これは經濟界の現況が
しからしめておるのでありまして、こ
れが繼續するならば、國家のためにま
ことに困ることでありまして、むしろ
平靜の状態においては、そういう状態
を脱出したいと考へておる次第であり
まして、そういう意味において、將來辯
護士の資格をもつ人が殖えることは、
必ずしも憂べきことではないと考へる
のであります。但しそのために悪いこ
とをするようなことがありますなら

ば、これは非常に憂べきことであり
ますから、そういうことのないよう
に、またできないように、十分適當な
措置を講じなければならぬと考へてお
ります。今ここで副檢察事採用する程
度の増加は、その御心配になるほどで
はなからうと考へる次第であります。
○鐵治委員 辯護士の収入のいいから
とおつしやいますが、私の言ふのは、
辯護士が殖えたのでは、辯護士の
収入は、その多いものではないと思ひ
ます。これは鈴木さんが辯護士になら
れたらわかるでしょうが、こう多くの
人が辯護士になるといふことは、まづ
たゞ憂べき現象ではないでしよう
か。そこへもつてきて録々たる判事か
ら辯護士になつて問題を起しておる人
がたゞさんある。實際われ／＼は涙の
出るほど悲しい状態でありまして。問題
は、そういうことであるといふより
か、今日の經濟状態では食つていけぬ
といふことが大きな問題です。これを
解決しないで、副檢察事のごときもの
をやらせても、副檢察事になつても食へ
ないと思ひます。ところで今特別任用を
やつておつた人である。行政官とはい
はゆる役得があります。役得といふと
語弊があるかもしれませんが、民間と
直接接觸しておるために、生活の便宜
を得られることがたゞさんあります。
その人がここで副檢察事の資格を得ら
れ、さらに三年経つと辯護士になれる
といふので、あこがれてくるのです
が、判檢察事が食へぬのに、食ふ途を知

つておる人がはいつてきたら恐ろしい
結果を生じはしないかと憂うるのであ
りますが、この點について、司法大臣
はいかにお考へになりましたか。
○鈴木國務大臣 食へられるだけはい
かなる場合でもやらなければならぬと
いふことを、私も考へておるのであり
まして、ただいまのところは、いわゆ
る千八百圓ベースでやつてゐるわけ
であります。千八百圓ベースを維持す
ることができないといふことになれば、
さらにこのベースを上げることは
當然でありまして、とにかく最小限度
において食へられるだけは上げるとい
ふ建前で、ことを考へておるつもりで
あります。さらに判檢察事という品格を
重んじて仕事をしたいかなければなら
ぬ者は、たゞ食へられるだけでは足ら
ぬのでありますから、そこであらゆる
官吏に比して、最も優遇されたもので
なければならぬといふことが、私の信
念でありまして、その意味では、よく閑
暇などでも、最高の官吏よりも上にす
るわけにはいかぬといふことを言いま
すが、イギリスなどでは、わが國の最
高裁判所長官にあたる者が總理大臣の
十倍に相當する俸給を取るのでありま
すから、裁判官とか檢察事は、普通の官
吏に比べて、數倍の俸給を取つてもよ
いと思ひます。わが國では官吏とい
ふ名で、ずつと一色に塗りつぶしてしま
つて、その中の一番高いところを優遇
してゐるのでありますけれども、これ
はあまり感心したことではないと、私
は考へておりますが、なか／＼これは

裁判官及び検事だけを一般官吏から引離して、ぐつと高い待遇を與へることは實分の間行われそうもないのであります。そこで官吏の中では、最も優遇されるものにするということだけは、私も努力いたすつもりであります。一部分です。實現されたのであります。

すべて判事は一級とするという御審議を賜つたために、實現されて、検事もこれにならねることになつたのでありますから、公務員給與法が議會を通過いたしますれば、自然つと地位が高まるわけでありまして、待遇もよくなるのであります。その程度で當分がまんをしていただく。そのほかの厚生施設等については、われわれがまた心配をする。こういうことでいきなりと考へてゐるのであります。どうかそういう意味で、食へられないじやないかと一言に言つてしまへばやむを得ませんが、この程度で食へられないといふことではありますと、あらゆる官吏がそうなる。副検事だけを特に優遇するといふわけにもいきません。最小限の生活を保障するといふことで出費することだけは、お許しを願わなければならぬと思ひます。

○鐵道委員 御趣旨はよくわかりました。實際にはそれが行われておりません。待遇をよくするといふことは、俸給を増すことでありまして、いかにせん今日の日本の實情は、金をもらつても、金をもらうというだけで、正當に物を得られない時代であります。もつと明記して言へば、やみをやらなければ生きていかなれない時代です。ところが判検事はやみをやれない、またやられたらたいへんです。この點に一番大きな問題があるのであります。

實權買出しに、判検事がみずからリユツクサツクをしよつて出かけるわけにはいきませんし、住宅にいたしても、どこへ行つても判検事が轉任するときに一番心配になるのは住宅だと思ひます。行政官の二級以上の官吏で、住宅に心配している人は、ほとんどなかりうと私は思ひます。しかるに判検事だけが住宅に心配している。さらに子供が三人以上おつたら食わせることができないといふこれらの状態が、一番の差迫つた問題なのであります。ただ優遇すると言つても、この問題の解決ができなくては、判検事になり手はありません。そうしてやめて辯護士になる。辯護士になれば食えるものと考へられるかもしれませんが、なか／＼そうはいかない。これらの點を根本的に改正せられるにあらざれば、ここに一年の間副検事を特任すると言われるけれども、私は一年経つても二年経つても、日本の經濟が變れば別であります。が、この状態であれば、解決できないのではなからうか、従つて本法はやむを得ざるものとするならば、今後こういう法律をつくらなくてもやり得るところの自信のある政策を施行していただきたい。こう私は衷心からお願ひしたいのであります。この點を十分御考慮のほどをお願いしたいと思ひます。

○明徳委員 副検事に採用される人といふのは、どういつた立場の人でありましようか、具體的にどんなのでありましようか、ちよつと伺ひたいのであります。

○佐藤(藤)政府委員 檢察廳法の十八條で副検事選考委員會の選考を受ける者は、高等試験に合格した者、または三年以上政令で定める二級官吏その他の公務員の職にあつた者といふふうに制限されております。高等試験に合格した者は、大部分行政科の者は行政官廳に採用になっておりますし、司法科合格の者は司法部にいつておるか、あるいは辯護士の職につかれておりますので、高等試験に合格した者で、副検事を希望して副検事選考委員會の選考を希望する者は、ごく少いだろうと思ふのであります。大部分は、三年以上二級官吏に奉職した経験のある者が應募してくるのであります。大體は裁判所または検事局において二級の書記長として三年以上の経験を經た者、または行政官廳において、殊に内務省關係において、警視として三年以上の経験を經た者が應募してくるのであります。また最近、外地から歸つてまいりました領事、副領事等で、三年以上二級官吏を經た者の條件にあたる者が應募してまいります。そのような者は大體においてすでに副検事として採用し盡してまいりまして、今後副検事の缺員を補充するためには、どうしてもまだ三年には満たないが、警察において副検事の選考委員會に應ずるような経験を經た者とか、あるいは裁判所または檢察廳において優秀な者で、しかも副検事選考委員會の選考に應募することのできるような學識経験のある者で、しかも三年の二級官吏はまだ勤めておらないという者に手を延ばさなければ採用したいので、ぜひこの三年以上の二級官吏という制限をはずしていただいて、この急場を切抜け、副検事の採用を十分したいといふ考えから、立案したのであります。

○明徳委員 私はある人から聞いたのですが、警察の司法主任なんかやつて實務を扱つておるような人が、多少の経験があるので、そういう所に採用される場合があるのでありましようか、そういうことを聞いたのであります。

○佐藤(藤)政府委員 現在は三年以上二級官吏の経験を經たものに限りておりますので、司法主任を勤めておるような方は、その資格がありません。しかしこの三年以上二級官吏という制限をはずされれば、現に司法主任を勤めておるような者でも、選考に應ずる資格を得ることになるのであります。

○明徳委員 ここに副検事現在員及び任命有資格調といふものがありまして、二十二年十一月二十一日現在第一次に三名、第二次二十名、第三次三名といふふうに書いてありますが、これはこゝろのものが現在あるものであります。

○佐藤(藤)政府委員 お手もとに差上げました副検事現在員及び任命有資格者調の副検事現在員といふ六十七名は、これは十一月二十一日現在です。に副検事に採用した人数であります。第二の方は、これから應募するだろうと豫想される二級官吏たる司法部の職員、第三は内務省關係の二級官に在職してゐる警視の数であります。このほかに、現在在職してゐないが、過去において経験のある者も、あるいはいくらか應募し得る見込みがあるのではないかとこゝろに考へております。

○明徳委員 私ども憂へますのは、國家試験を受けて、どうやらみな今までは検事あるいは判事に採用されて、長い間試験の生活をして一人前になつていくのであります。が、もしこれが採用されて、試験はあるようでありまが、その試験もよく試験を受けております第二回試験みたく、一應検事をした者なら第二回試験を受けるときに及第しない者はほとんどないだろうと思ひますが、あんなふうに、もし副検事の人を採用されて、どん／＼上つていくとしますならば、これは弊害が全然ないとは言えない場合があるだろうと思ふのであります。大體はいいのかもしれないと思いますが、今まで國家試験という制度を行つて、一律に司法試験としてむずかしいとなつてゐるすべてのきめられた科目を全部通過した者が、ようやく検事あるいは判事になつて、その人が試験として一年半もやつて實務を習つて、そして第二回試験でパスしていくのであります。が、その形がもし二級官になるかならぬか／＼の形が、初めの國家試験を受けて、試験といふことになつて、非常に特典を受けるような氣持がする。それからその次に受ける試験は、試験を受ける第二回試験みたいな氣持に考へられます。と、非常な特典があるわけでありまして、これがもし弊害が起るといふことではあります。あるいは國家試験を受けるのはばかだ。今のようになつておつて順々に上つていく方がよいといふことになると、非常に質を落すと同時に、それがためにいろいろな弊害が起き、しかも辯護士道、判事道、検事道といふような意味におきまして、將來非常にその格が下るといふことの憂へなきを保しないのであります。この點に對する當局の御意見を承りたい。

○明徳委員 試験はありますが、もしこれが採用されて、試験はあるようでありまが、その試験もよく試験を受けております第二回試験みたく、一應検事をした者なら第二回試験を受けるときに及第しない者はほとんどないだろうと思ひますが、あんなふうに、もし副検事の人を採用されて、どん／＼上つていくとしますならば、これは弊害が全然ないとは言えない場合があるだろうと思ふのであります。大體はいいのかもしれないと思いますが、今まで國家試験という制度を行つて、一律に司法試験としてむずかしいとなつてゐるすべてのきめられた科目を全部通過した者が、ようやく検事あるいは判事になつて、その人が試験として一年半もやつて實務を習つて、そして第二回試験でパスしていくのであります。が、その形がもし二級官になるかならぬか／＼の形が、初めの國家試験を受けて、試験といふことになつて、非常に特典を受けるような氣持がする。それからその次に受ける試験は、試験を受ける第二回試験みたいな氣持に考へられます。と、非常な特典があるわけでありまして、これがもし弊害が起るといふことではあります。あるいは國家試験を受けるのはばかだ。今のようになつておつて順々に上つていく方がよいといふことになると、非常に質を落すと同時に、それがためにいろいろな弊害が起き、しかも辯護士道、判事道、検事道といふような意味におきまして、將來非常にその格が下るといふことの憂へなきを保しないのであります。この點に對する當局の御意見を承りたい。

○明徳委員 試験はありますが、もしこれが採用されて、試験はあるようでありまが、その試験もよく試験を受けております第二回試験みたく、一應検事をした者なら第二回試験を受けるときに及第しない者はほとんどないだろうと思ひますが、あんなふうに、もし副検事の人を採用されて、どん／＼上つていくとしますならば、これは弊害が全然ないとは言えない場合があるだろうと思ふのであります。大體はいいのかもしれないと思いますが、今まで國家試験という制度を行つて、一律に司法試験としてむずかしいとなつてゐるすべてのきめられた科目を全部通過した者が、ようやく検事あるいは判事になつて、その人が試験として一年半もやつて實務を習つて、そして第二回試験でパスしていくのであります。が、その形がもし二級官になるかならぬか／＼の形が、初めの國家試験を受けて、試験といふことになつて、非常に特典を受けるような氣持がする。それからその次に受ける試験は、試験を受ける第二回試験みたいな氣持に考へられます。と、非常な特典があるわけでありまして、これがもし弊害が起るといふことではあります。あるいは國家試験を受けるのはばかだ。今のようになつておつて順々に上つていく方がよいといふことになると、非常に質を落すと同時に、それがためにいろいろな弊害が起き、しかも辯護士道、判事道、検事道といふような意味におきまして、將來非常にその格が下るといふことの憂へなきを保しないのであります。この點に對する當局の御意見を承りたい。

○佐藤(藤)政府委員 たいだいま仰せの
やうな御心配はごつともでございま
すので、檢察官特別考試令という政令
をすてに設けまして、これに基いて三
年以上副検事の経験を経た者が試験を
受けることになりすが、その試験は
たいだいま仰せのやうな、従来の司法官
試験に對するいわゆる第二回試験とは
全然異なりまして、その内容は現在の高
等試験とほとんど變りはないのであり
ます。内閣總理大臣のもとに行われ
る、いわゆる國家試験でありますし、
相當勉強しなければいかに實務に堪能
であつても、この國家試験に合格する
ことはなかなかむずかしいだらうと思
われるのであります。副検事を三年や
つたから、あるいは五年やつたからと
いつて、必ずしもこれに合格するとは
限らないのであります。將來この國
家試験はできるだけ嚴重に慎重に行い
まして、御心配のやうな點のないよう
に、正規に採用せられた検事と、特別
選考によつて採用せられた検事と、間
に距離のないやうに、十分嚴重な考試
をしたいと考えております。

○明禮委員 わかりました。

○松永委員長 本案の討論に移りま
す。石川金次郎君。

○石川委員 社會黨を代表いたしまし
て、本案に對する意見を申し上げま
す。區檢察廳における檢察官の充實を
はかるためには必要やむを得ない處置
と考へますので、政府提出の原案に對
して賛成をいたします。

○松永委員長 中村又一君。

○中村(又)委員 民主黨を代表いたし
まして、副検事の任命資格の特例に關
する法律案は、原案通りに賛成をいた
します。

○松永委員長 鍛冶良作君。

○鍛冶委員 私は精神をいたしまして
は、はなはだ本案のごときものをつく
らねばならぬことを遺憾といたしま
す、けれども現状においてやむを得な
いと思へば、これで賛成するほかはな
かるうと考へますが、ただ先ほど來申
し上げましたやうに、今後において、
かようなものを要せないやうな司法制
度の確立をお願いしたいと思ひいま
す。それから先ほど明禮君が言われた
やうに、こゝういふ試験をやつた方が樂
だといふので、こゝういふところに流れ
こんで來ないやうに、試験を嚴格にや
られること、この二つの希望を申し述
べまして、本案に賛成いたしておきま
す。

○松永委員長 大島多藏君。

○大島(多)委員 本法案は副検事を急
遽に充足する必要があることから起り
ましたやむを得ざる法案と思ひいま
す。しかしながら、それがためにもしもこ
の採用にあたりまして當を得ないとい
ふことがあれば、國家の檢察事務に關
しまして、重大な支障を來しほしま
い、かといふことを、私は心配する次第で
あります。さういふことがないよう
に、政府におきましては、採用にあた
りまして、慎重考慮をなさつて、善處
されることを希望しつつ、私は國民協
同黨を代表いたしまして、政府原案に
賛成いたす次第であります。

○松永委員長 討論は終了しました。
これより採決をいたします。本案につ
いて原案に賛成の諸君の御起立を願
います。

(賛成者起立)

○松永委員長 起立議員。よつて本案
は全會一致をもつて原案通り可決せら
れました。

○松永委員長 次に、國の利害に關係
のある訴訟についての最高法務總裁の
權限等に關する法律案を議題といたし
ます。本案に對し明禮輝三郎委員より
修正案が提出されております。提案者
の説明を求めます。明禮輝三郎君。

○明禮委員 國の利害に關係のある訴
訟についての最高法務總裁の權限等に
關する法律案の一部を次のやうに修正
する。第四條中「自ら意見を述べ、又
はこゝういふのを、これだけ削らんとす
るものであります。修正をいたします
理由は、裁判の公平あるいは裁判の權
威のため、あるいは裁判のある意味に
おける干渉等に訴へて、裁判所の許可
を得るといたします場合には、
最高法務總裁のみならずが法廷に出頭し
て國の利害または公共の福祉に重大な
影響がある理由についての意見を述べ
られることは、ややもすると、ただい
ま申しました裁判の公平獨立に、ある
いは干渉になる場合もありと覺えます
がゆゑに、かく修正をいたす次第であ
ります。

○松永委員長 それでは本案を討論に
付します。石川金次郎君。

○石川委員 社會黨を代表いたしまし
て意見を申し上げます。ただいま明禮
委員から提出せられました修正案に對
しまして反對いたします。修正案提出
の御理由をお伺いいたしました、そ
の御見解に對しましては、私たちが別
の見解をとるものであります。本案は
さきに可決せられました最高法務廳設
置法案の精神を活かすためには必要な
法案でありますので、原案に賛成する
次第であります。

○松永委員長 中村又一君。

○中村(又)委員 民主黨を代表いたし
まして、ただいま明禮君の提案に係り
ます修正案に對しては反對の意を表明
するものであります。さうして原案
に賛成いたします。

○松永委員長 鍛冶良作君。

○鍛冶委員 私は明禮君の修正案に賛
成いたします。修正案に反對の方々の
理由は、遺憾ながら承ることはできま
せん。ただ精神上とか何とかいふこと
ですが、われわれはそんな意味で言
うておるのではないのであります。あま
り、長く言うことを避けますが、第一
國の利害または公共の福祉に重大な關
係のある訴訟といふものがいかなるも
のであるか、政府委員の説明を求めま
しても、その限界はつきりいたして
おりません。殊にわれわれの考へられ
るのは、將來多く出るであらうところ
の國家賠償法については、すべてこの
條文が適用されるのではないと思わ
れるのであります。あの法律につ
いて、原告側に立證責任をもたせるとい
うことについても、われわれは非常に
反對したのであります。さらに裁判所
に對して最高法務廳總裁ともあらうも
のが意見を述べられることになりま
す。と、せつかくあの法律でできました國
民の權利を尊重するといふことに重大
なる影響があるでなからうかといふ憂
いを國民に植へつけると思ひいます。そ
れから裁判所の許可を得てといふのだ
からよいではないかと言われるのであ
ります。もつとも最高法務廳總裁とい
うのは、行政官であつて、司法官では
ないといひますけれども、同法律に
はもつたといふ國の最高顧問だなど
という前代未聞の言葉を使つてある。

さういふ法律上の最高顧問だといふも
のが、裁判所に來てやられるといふこ
とになると、われわれは裁判官の氣質
等を知つておりますから、そんなもの
が來たつてどうでもよいといふことも
考へられないでもありませんが、一般
國民に與える感觸といふものは、實に
偉大なる影響があると思ひのでありま
して、願わくは本條を削除してもら
たい。これがなくても、いくらでも國
家としての意思表示の方法はあるわけ
であります。こゝういふものがない方が
一番よいのでありますから、昨日來い
ろいろお話の結果、明禮君の修正のご
ときものにすれば、折衷案としてよい
のではないかと云つてわれわれは出し
たのであります。それにもかかわら
ず、理由を承ることを得ずして、ただ
それには反對だと言われることは、ま
ことに遺憾千萬だと心得ます。殊に法
律家であられる委員方におかれては、
私のこの説明は十分おわかりのことと
思ひますから、とくと御考慮の上、明
禮君の修正案に賛成せられんことを希
望いたします。

○松永委員長 大島多藏君。

○大島(多)委員 本法案は、先ほど明
禮君から修正意見が出ました第四條を
除きましては、ほとんど議論の餘地な
いところと思ひのであります。この四
條につきまして、最高法務廳總裁は國の
利害または公共の福祉に重大な關係の
ある訴訟において、裁判所において意
見を述べるといふことは、これは裁判
の公正を期する上からも、司法權の獨
立という點からも、賛成ができないと
いふやうな見地から、修正をもち出さ
れたやうに思ひますが、私はこれに
對して、違ふ意見をもつておる次第で

あります。と申しますのは、政府の法律の最高顧問であるところの最高法務總裁が、一國の利害に重大な關係を有し、公共の福祉に非常な重大なる關係をもつておる訴訟について、意見を述べるといふことは、むしろ國家のために望ましいことだと私は考えるわけであります。そしてまたそういうことを認めてやつても、それがために私は弊害が起ろうとは考えられない次第であります。

(參照)
國の利害に關係のある訴訟について
の最高法務總裁の權限等に關する法律案(内閣提出)に關する報告書
副檢察事の任命資格の特例に關する法律案(内閣提出)に關する報告書
(都合により最終號附録に掲載)

簡單であります。以上が明禮君の修正意見に對しまして賛成できない理由であります。従つて政府原案に私は賛成をいたす次第であります。

○松永委員長 討論は終局いたしました。これより採決いたします。
まず明禮委員提案の修正案について採決いたします。提案のごとく修正するに賛成の諸君の御起立をお願いします。

(賛成者起立)
○松永委員長 起立少數。よつて本修正案は少數をもつて否決せられました。
次に原案について採決いたします。本案について原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

(賛成者起立)
○松永委員長 起立多數。よつて本案は多數をもつて原案の通り可決せられました。

(拍手)
○松永委員長 なお本日採決いたしました兩案についての委員報告書の作成方は、委員長に御一任願いたいと存じます。

本日はこれにて散會いたします。明日は午後一時より開會いたします。
午後五時十八分散會